七三七―船員となろうとする者に関して就職促進手当の日額の算定に当たり、国土交通大臣が収入の一日分に相当する額から控除する額の一部を改正する件　三〇　148　五八
七四〇　建設業法施行規則第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める告示の一部を改正する件　三〇　148　五九
七四一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件　三一　六
七四二　一般社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法並びに危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則第十七条第一項に規定する液状化物質の水分の測定及び同令第二十五条第一項に規定する液状化物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件　三一　六
七四四　一般社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件　三一　六

○観光庁

六　令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和元年台風第十九号による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　二一　特14　六

○海上保安庁

二六　航路標識に関する件　三　130　五五
二七　〃　一〇　七
二八　〃　二四　七
三一〇　〃　三　130　五九

○環境省

一七　環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定する油性混合物の一部を改正する件　三　130　五九
一八　国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件　三　130　五九
一九　国民保養温泉地として新たに山形県鶴岡市あつみ温泉を指定する件　四　九
二〇　厚生省告示第百十五号をもって指定した国民保養温泉地湯布院温泉の地域を拡大するとともに、その名称を変更する件　四　九
二一　産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件　四　九
二二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物の一部を改正する件　七　133　一五
二三　令和元年台風第十九号による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　七　133　二九
二四　小笠原群島鳥獣保護区を変更し、その存続期間を更新した件　二八　特17　三
二五　小笠原群島特別保護地区を指定した件　三一　七
二六　環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する期間を定める件　三一　八
二七　国立公園の公園事業を変更する件　三一　八

○防衛省

一四〇　昭和五十年防衛庁告示第百五十五号の一部を改正する件　一　128　七八
一四一　海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　三　六
一四二―一四九　海上における射撃訓練を実施する件　八　七
一五〇　海上における射撃訓練等を実施する件　八　八
一五一―一五三　海上における射撃訓練を実施する件　一一　四
一五四―一五五　〃　二一　八
一五六　漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件　二一　八
一五七　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件　二一　八
一五八―一六二　海上における空対空射撃訓練を実施する件　二五　一〇
一六三　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　二五　一一
一六四　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二五　一一
一六五　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二五　一一
一六六　海上における射撃訓練等を実施する件　二八　五
一六七　海上における射撃訓練を実施する件　二八　五

○東北地方整備局

四一　道路に関する件　一　128　七九
四二　〃　三　六